

くまもと県南フードバレー推進協議会 会員活動支援事業募集要領

1 目的等

くまもと県南フードバレー推進協議会（以下、「協議会」という）の正会員が、新たな市場開拓や市場優位性が見込まれるビジネスの創出などにチャレンジする機運を醸成し、市場分析等に基づいた売れるモノづくりに取り組むことで高い成果へつなげる活動などにより、経営力の向上や県南地域の食産業の活性化に資する事業を促進することを目的として、当該事業に要する経費に対し補助金等を交付します。

2 対象要件等

詳細は、くまもと県南フードバレー推進協議会会員活動支援事業実施要項別表「会員活動支援事業費補助金メニュー一覧」（以下「別表」という。）参照。

3 応募方法

(1) 申請書の提出

くまもと県南フードバレー推進協議会会員活動支援事業交付申請書（別記様式1）に記入・押印し、添付書類を添えて、下記提出先まで送付または持参してください。

（注1）申請書類は、手書きでなくパソコン等で入力し、印刷・出力したものをご提出ください。

（注2）FAXでの提出のみでの提出は受理しません。

（注3）提出書類は返却しません。提出前にコピー等を保管してください。

（注4）申請内容は、関係市町村及び県関係課に情報提供します。

(2) 申請受付期間

令和3年（2021年）6月14日（月）から令和3年（2021年）7月12日（月）まで

(3) 提出先

申請書原本（2部）を、申請者の所在地（住所）又は申請者が主に事業を行う所在地（県南地域に限る。）の市町村に提出してください。（別紙「交付申請等提出先一覧」参照）

4 採択の方法

(1) 審査方法

補助対象者の補助金等の決定は、事業メニューごとに、有識者等による審査員会で申請内容を審査のうえ決定します。

審査は、必要に応じて申請者への聞き取り等を実施するとともに、申請メニューに応じて申請者によるプレゼンテーションを実施します。

（注1）「売れるモノづくり支援事業補助金」については、必ず審査員会においてプレゼンテーションを実施していただきます。

(2) 審査基準

次の項目を基に評価し、総合的な審査を行います。

①事業内容の妥当性 ②事業の効果 ③新規性および独自性、将来性 ④地域への波及や貢献

（注1）売れるモノづくり支援事業補助金の申請の際に、従業員の雇用加算を申請された場合は、審査の

際「④地域への波及や貢献」について、加点評価を行うものとします。

(3) 審査結果

審査の結果は、くまもと県南フードバレー推進協議会会員活動支援事業交付・不採択決定通知書（別記様式2）により申請者に通知します。

また、交付決定を受けた申請者（以下「事業者」という。）の名称、代表者氏名、事業内容、補助金交付決定額等をホームページその他適切な方法により公表します。

(注1)審査内容に関するお問い合わせについては応じられませんので、あらかじめご了承ください。

(注2)採択決定にあたっては、条件付きの場合や交付決定額が申請額より減額される場合があります。

5 注意事項

(1) 補助対象

補助対象となる活動は、補助金等の交付決定後となります。

(2) 補助対象経費

原則として、「消費税の納税義務者とならない者」または「消費税を納める義務が免除される者」もしくは「消費税の特例対象者」以外の事業者については、補助金等収入が消費税法上不課税取引に該当するため、税控除の対象となる消費税を事業対象経費の対象外とします。

【問い合わせ先】

くまもと県南フードバレー推進協議会事務局
（熊本県フードバレー推進室内） 担当：光永
〒869-4201 八代市鏡町鏡村 363
TEL：0965-52-1020 FAX：0965-52-0900